

## 令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る災害等に対する 金融上の措置について

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る災害等で被害を受けられた皆さんには、謹んでお見舞い申し上げます。

当組合では、このたびの大雪により、災害救助法が適用された地域において被災された皆さんには、以下のとおり金融上の措置を実施しますので、お知らせいたします。

1. 預金等の払戻しについて、預金通帳・証書や届出印鑑等を紛失された場合でも被災者等の被災状況等に応じた確認方法によって、ご本人確認のうえ払戻いたします。
2. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。  
また、これを担保とする貸付にも対応いたします。
3. 支払期日が経過した手形については窓口にご相談ください。  
また、災害等のため支払いができない手形・小切手、電子記録債権についても窓口にご相談ください。
4. 汚損した紙幣や貨幣の引換えに対応いたします。
5. 国債を紛失した場合は窓口にご相談ください。
6. 応急的な資金が必要な方およびご返済、条件等に関するご相談に対応するため、特別相談窓口を設置いたしました。

その他詳細につきましては、取引店舗または最寄りの店舗へお問い合わせください。

令和 8 年 2 月 3 日  
新潟県信用組合